

松江市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における助成措置実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」(平成12年5月1日老発第474号厚生労働省老健局長通知)に基づき松江市が実施する助成措置及び利用者負担の軽減に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成措置の方法)

第2条 市は、この要綱の定めるところにより、生計困難者及び生活保護受給者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減を行うため、市長が利用者負担の軽減が必要と認めた者の利用した軽減対象となる介護保険サービスに係る費用の一部を、当該サービスを提供した社会福祉法人等に対し、助成するものとする。

(助成措置の対象)

第3条 助成措置の対象は、松江市長に対し、生計困難者及び生活保護受給者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減を行う旨を社会福祉法人等利用者負担額軽減申出書(様式第1号)により市長に申し出た社会福祉法人等とする。

(利用者負担の軽減の対象となる対象サービス及び費用)

第4条 利用者負担の軽減の対象となるサービスは、社会福祉法人等が実施する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規

模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「対象サービス」という。）とする。

2 利用者負担の軽減の対象となる費用は、前項のサービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費を含む。以下同じ。）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額とする。

（利用者負担の軽減の対象者）

第5条 利用者負担の軽減の対象者（以下「軽減対象者」という。）は、松江市の介護保険被保険者のうち、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者であって、次の要件の全てを満たす者（以下「生計困難者」という。）及び生活保護受給者とする。

- (1) 市町村民税世帯非課税者であること。
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (6) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特例措置対象者」という。）は、軽減対象者とする。

(1) 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止される者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく利用者負担の軽減又は介護保険制度における特定入所者介護サービス費若しくは特定入所者介護予防サービス費の支給により第4条第2項に規定する居住費の利用者負担がない者のうち、前項各号の全てを満たす者

(2) 平成26年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止される者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく利用者負担の軽減又は介護保険制度における特定入所者介護サービス費若しくは特定入所者介護予防サービス費の支給により第4条第2項に規定する居住費の利用者負担がない者のうち、前項各号の全てを満たす者

(3) 平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止される者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく利用者負担の軽減又は介護保険制度における特定入所者介護サービス費若しくは特定入所者介護予防サービス費の支給により第4条第2項に規定する居住費の利用者負担がない者のうち、前項各号の全てを満たす者

（利用者の申請等）

第6条 社会福祉法人等から対象サービスの提供を受け、利用者負担の軽減を受けようとする利用者は、市長に対し、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に、当該利用者の属する世帯全員について各々の収入申告書（様式第3号）を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書及び収入申告書に基づき、前条に規定する軽減対象者であるかどうかを審査し、軽減対象者であると決定

したときは、有効期限を定めて社会福祉法人等利用者負担額軽減決定通知書（様式第4号）により通知する。ただし、軽減対象者でないと決定したときは、理由を付して通知するものとする。

3 市長は、前項の審査により軽減対象者であることを確認した場合においては、当該申請者に社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第5号又は様式第6号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

4 前項の規定により確認証の交付を受けた軽減対象者は、社会福祉法人等の対象サービスの提供を受け、当該社会福祉法人等から利用者負担の軽減を受けようとする場合には、当該社会福祉法人等に確認証を提示するものとする。

5 前項の規定により確認証の提示を受けた社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者に対し、利用者負担の軽減を行うものとする。

6 軽減対象者であって、有効期限内に指定介護老人福祉施設に入所し、又は退所する者が、継続して利用者負担の軽減を受けようとするときは、速やかに申請書及び軽減対象者の属する世帯全員について各々の収入申告書を市長に提出し、軽減対象の確認を受けるものとする。

（軽減の程度）

第7条 利用者負担の軽減の程度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、市長は、その旨を確認証に記載するものとする。

(1) 生計困難者 利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）

(2) 生活保護受給者 個室の居住費に係る利用者負担の全額

(3) 特例措置対象者 居住費以外に係る利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）及び居住費に係る利用者負担の全額

（助成措置の範囲）

第8条 助成措置は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（軽減対象者に係るものに限る。以下この条において「軽減総額」という。）が、当

該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担額（第 4 条第 2 項に規定する費用に限る。以下この条において「利用者負担収入」という。）の総額の 1 パーセントに相当する額を超えた部分について、その 2 分の 1 の額に軽減総額のうち、松江市が保険者である利用者の軽減額の占める比率を乗じた額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等に対する助成額については、次のとおりとする。

(1) 軽減総額が、利用者負担収入の総額の 1 パーセントに相当する額を超え、10 パーセントに相当する額までであるとき 当該 1 パーセントに相当する額を超えた部分の 2 分の 1 の額に軽減総額のうち、松江市が保険者である利用者の軽減額の占める比率を乗じた額

(2) 軽減総額が、利用者負担収入の総額の 10 パーセントに相当する額を超えたとき 当該 10 パーセントに相当する額を超えた額と当該 10 パーセントに相当する額までについて前号の規定により算出した額を合計した額に軽減総額のうち、松江市が保険者である利用者の軽減額の占める比率を乗じた額

3 前 2 項の助成額の算定は、事業所（施設）を単位として行う。

（介護保険制度における適用関係）

第 9 条 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、利用者負担の軽減を適用し、その利用者負担の軽減の適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、軽減の対象としないものとする。
- 3 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、利用者負担の軽減を適用するものとする。

(その他の措置との適用関係)

第10条 介護保険施行法（平成9年法律第124号）第13条に定める特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の適用を受けている利用者のうち、利用者負担割合が5%以下の者については、利用者負担の軽減は適用しないものとする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者のユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

附 則

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の松江市社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の松江市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における助成措置実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年松江市告示第176号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の松江市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における助成措置実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の松江市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における助成措置実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成21年松江市告示第141号)

(施行期日)

- 1 この告示は平成21年4月1日から施行する。

(平成21年度から平成22年度までにおける軽減の程度の特例)

- 2 平成21年度から平成22年度までにおける軽減の程度は、第7条の規定にかかわらず、「4分の1」とあるのは「28%」と、「2分の1」とあるのは「53%」と読み替えるものとする。

附 則 (平成23年松江市告示第243号)

この告示は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年松江市告示第324号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年松江市告示第336号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年松江市告示第140号)

この告示は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成 26 年松江市告示第 158 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年松江市告示第 84 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年松江市告示第 338 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 27 年 6 月 15 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（助成措置の範囲の特例）

- 2 平成 27 年度及び平成 28 年度においては、自らの財政状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、改正後の第 8 条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合においては、助成措置以外の実施方法は改正後の第 3 条から第 7 条までの規定を適用する。

附 則（平成 27 年松江市告示第 470 号）

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年松江市告示第 174 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（旧様式に係る経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の松江市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における助成措置実施要綱様式第 5 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。